

# 前橋警察署協議会議事録

(令和5年度第3回定例会議)

開催日時	令和5年12月12日(火) 午後1時30分から午後2時25分までの間		
開催場所	前橋警察署大会議室		
出席者	委員 (定数15人)	小林会長、渋谷委員、丸山委員、阿部委員、岡安委員 瀬尾委員、根岸委員、猪俣委員、内山委員、小野委員 高坂委員、福島委員	計12人
	警察	田村署長、小林副署長、宮内刑事生活安全官 三浦地域官兼交通官、関根会計官兼会計課長、佐藤警務課長 津田生活安全課長、田口地域課長、小西刑事第二課長 阿部交通課長、田中警備課長、警務係長	計12人
	その他		
議 事 の 概 要			
<p>1 協議会長挨拶</p> <p>前回の定例会議で警察署長の諮問に対する答申提出を行ったが、警察署が抱える諸問題解決の一助になれば幸いである。本日の定例会議においても、諮問機関としての役割を發揮できるよう、委員の皆様の協力をお願いしたい。</p> <p>2 警察署長挨拶</p> <p>本日の定例会議では、前回の定例会議で諮問をお願いした「自転車利用者の重大交通事故を防ぐための自転車交通ルールの浸透方策について」の諮問答申への回答を予定している。地域の代表である委員の皆様から活発な御意見や御要望をいただきたい。</p> <p>3 管内概況説明(説明:田村署長)</p> <p>(1) 刑法犯認知・検挙状況(令和5年1~10月)</p> <p>(2) 少年犯罪検挙人員状況(〃)</p> <p>(3) 特殊詐欺認知状況(〃)</p> <p>(4) 交通事故発生状況(〃)</p> <p>(5) 110番通報受理状況警察署別治安状況(〃)</p> <p>4 答申及び答申に対する回答(回答説明:三浦地域官兼交通官)</p> <p>前回の定例会議で前橋警察署協議会に諮問した「自転車利用者の重大交通事故を防ぐための自転車交通ルールの浸透方策について」の答申に対し、前橋警察署の回答を行った。</p> <p>【答申、答申に対する回答】</p> <p>○ パトロール等の強化(答申)</p> <p>事故発生の多い時間帯や学生の通学場所・時間における指導取締りを強化する。(回答)</p> <p>○ 各種メディアを通じた情報発信(答申)</p>			

若者に対してはSNSによる情報発信が有効であるが、前橋警察署単体では難しい面もあるので、県警本部と調整をしつつ検討していきたい。（回答）

○ **各種広報啓発活動の推進**（答申）

答申にあった「学生の学校生活の中でのルーティンにヘルメット着用を根付かせる対策」の一環として、11月15日、前橋育英高校において県や県警本部と合同で朝通学してくる生徒に対して生徒自身が自転車の通行方法などのルールの遵守とヘルメット着用の呼びかけを行う取組を実施した。（回答）

○ **交通安全教育の充実**（答申）

学生に対する自転車事故防止の交通安全教室において、重大な交通事故では実名報道や多額の賠償金、懲役刑等の刑事罰等があることをはっきり示し、交通事故を自分のこととして考える機会となるよう答申を取り入れた安全教育を行っている。

今後、学生だけでなく、自転車の交通ルールの周知の裾野を広げるため、より多くの方への啓発を行っていく。（回答）

○ **他機関との連携**（答申）

自転車の道路環境整備のため、道路管理者と引き続き連携するなど、自転車事故防止のための啓発に引き続き注力したいと考えている。（回答）

5 質問・回答（○～委員意見・質問、●～回答・担当課長等）

○ 日常で交通事故が発生しやすいと思う場所があった際、どこに伝えれば対処してもらえるのか。例えば、「個人宅の垣根が道路にはみ出て歩道が狭くなっている」、「駐車場内に駐車してあるが、駐車位置で交差点の見通しが悪く、自転車の出会い頭の事故が起これると感じた時」など、相手が個人になる場合、警察から対処してもらえるのか。

● 交通事故の危険箇所を発見した場合は、基本的には管轄の警察署に、書面・電話・口頭等で通報をしていただければ状況に応じて対応している。

通報場所を現地確認し、警察として対処可能な場合は警察が対応し、警察として対応できない場合も、交通事故発生実態を調査して交通安全施設の設定等により交通安全が確保でき得る場所である場合は、道路管理者へ交通安全対策要望箇所として伝達するなど、適切な対応を行っている。

民地の生垣や駐車車両に対するもので、交通規制標識が民地の植栽により視認性を妨げているような場合は、当該植栽の剪定依頼を行っている。委員の質問のようなケースが警察に通報があった場合は、交通事故発生実態や発生原因等の関連性を調査し、民地所有者の権利を著しく侵害しないような範囲での対応を検討することになる。

○ 私が居住する地区も塀等で見通しが悪い場所や道路標示が薄くなっている場所が散見され、抜け道として通勤の車両が利用することから、通学の子供たちが危険である。

● 該当箇所の現地確認を行い現状把握した上で、見えにくい交差点はカーブミラーの設置や道路標示の薄くなった場所の塗り替えを検討するなど、道路管理者と連携を図って適切に対応していきたい。

○ 外国人の犯罪防止に向けてどのような取り組みをしているか。今後どのような取り組みを予定しているか。

● 前橋警察署では、日本人を対象とした防犯活動・健全育成活動等と同様、外国人に対して、日本の文化や風習に触れながら日本のルールやマナーを理解させつつ防犯意識の

高揚や犯罪の防止に導けるような取組を行っている。

- ① 日本語学校・研修施設と連携した防犯・交通安全講習
- ② 少年柔道・剣道教室への参加促進等の健全育成活動
- ③ 関係機関が連携したゴミ拾い等の奉仕活動
- ④ フットサル大会・カラオケワールドカップ等外国人関連イベントを通じた多文化交流による共生活動
- ⑤ 群馬県ベトナム人協会設立への支援・協力
- ⑥ 警察通訳官の配置と母国語チラシの作成による啓発活動
- ⑦ 外国人受入れ団体等を通じた啓発活動

また、今月からパトカーを活用して、13か国語に対応した犯罪被害防止、交通事故防止等について、音声で広報する取組を行っている。

- 防犯カメラがあると安心感や、抑止力があると思う。取り付けの補助金等あれば、より多くの家庭で取り付けが進み、大変ありがたい。

また、補助金等があれば、周知をお願いしたい。

- 警察では、防犯カメラの設置に関する補助金事業や貸出し事業は行っていない。また、前橋市にも確認したが、前橋市も防犯カメラの補助事業等は行っていないとのことである。しかし、自治会等の要望を踏まえて、順次、防犯カメラを設置しているとのことである。

委員御指摘のとおり、防犯カメラの設置は、非常に高い防犯効果であると感じており、1台でも多く設置できるよう関係機関と調整しながら進めてまいりたいと考えている。

## 6 連絡

次の開催予定について、2月中旬に開催することを決定した。（詳細日程は、会長と調整して決定予定）

## 7 配布資料

前橋警察署協議会資料 ～令和5年度第3回定例会議～

以 上